

資料1 国内の光害防止条例の制定事例

資料1-1 岡山県美星町「美しい星空を守る美星町光害防止条例」 (1989年11月制定)

岡山県美星町は、近隣に国立天文台があるなど、天体観測に適した条件をもつ地域である。平成元年11月22日に全国に先駆けて、光害防止条例が制定され、施行された。

美しい星空を守る美星町光害防止条例（平成元年美星町条例第27号）

（前文）

美星町には、流れ星の伝説と、その名にふさわしい美しい星空がある。天球には星座が雄大な象形文字を描き、その中を天の川が流れている。さらに、地平線から天の川と競うように黄道光が伸び、頻りに流れ星がみられる。また、夜空の宝石ともいえる星雲や星団は、何千年、何万年以上もかかってその姿を地上に届けている。これら宇宙の神秘をかいま見ることができる環境は、町民のみならず全人類にとってかけがえのない財産となっている。

しかし、宇宙は今、光害によってさえぎられ、視界から遠ざかって行こうとしている。人工光による光害の影響は、半径100Km以上にも及び、人々から星空の美と神秘に触れる機会を奪うだけでなく、過剰な照明は資源エネルギーの浪費を伴い、そのことが地球をとりまく環境にも影響を与えている。また、過剰な照明により、夜の安全を守るという照明本来の目的に反するのみならず、動植物の生態系にも悪影響を与えることも指摘されている。

近隣には主要な天文台が設置されているとおり、町の周辺は天体観測に最も適した環境にあり、町はこれまで「星の郷づくり」に取り組んできた。そして、今後も多くの人々がそれぞれに感動をもって遙かなる星空に親しむよう宇宙探索の機会と交流の場を提供することが町及び町民へ与えられた使命と考える。

このため、わが美星町民は、町の名に象徴される美しい星空を誇りとして、これを守る権利を有し、義務を負うことをここに宣言し、全国に先がけてこの条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、光害の防止と適正な照明に関し、町、町民及び事業者それぞれの責務を明らかにするとともに必要な事項を定めることにより、町民の生活に必要な夜間照明を確保しつつ、光害から美しい星空を守ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 光害 空気中の分子や塵埃が人工の照明を散乱、反射することによって発生する散乱光のため、自然の状態の星空の背景が明るくなり、星が見えにくくなることをいう。
- (2) 屋内照明 屋根と壁面によって囲われた建物の内部の照明をいう。
- (3) 屋外照明 屋内照明以外のすべての照明をいう。照明そのものを目的とするもののほか、広告や装飾等を目的とする発光器具を含むものをいう。
- (4) 町民等 町民、旅行者及び滞在者をいう。

（光害防止の目標）

第3条 国際天文学連合の勧告にならい、人工光による夜空の明るさの増加の程度が、自然の状態の夜空の明るさの1割を越えないようにすることを目標とする。

（町の基本的な責務）

第4条 町は、あらゆる施策を通じて、光害の防止に最大限の努力をしなければならない。

2. 町は、教育活動、広報活動等を通じて光害についての知識の普及を図るとともに、町民の意識の高揚に努めなければならない。
3. 町は、本条例を遵守するよう町職員をもって指導にあたらせるとともに、光害防止について技術指導、施設の整備について必要な援助を行うものとする。

（町民等の責務）

第5条 町民等は、光害の防止に努めるとともに、町が実施する光害の防止に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、光害を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、町が実施する光害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(光害防止審議会)

第7条 この条例によりその権限に属する事項を審議するほか、町長の諮問に応じ光害防止のための重要事項を調査審議するため、美星町光害防止審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2. 審議会は、光害の防止に関する事項について、町長に意見を述べるができる。
3. 会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(関係行政機関への協力要請)

第8条 町長は、国、県及び関係地方公共団体に対し、光害の防止のために必要な措置又は協力を要請することができる。

(光害防止モデル地区の指定)

第9条 町長は、天体観測において良好な環境を創出するため、必要な天体観測施設を中心に、特に光害を防止する必要があると認める地域を光害防止モデル地区（以下「モデル地区」という。）として指定することができる。

2. 町長は、第1項の規定によりモデル地区を指定しようとするときは、あらかじめ審議会及びモデル地区内の住民の意見を聴かなければならない。
3. 町長は、モデル地区を指定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
4. 前2項の規定は、モデル地区の指定の解除及び変更について準用する。
5. モデル地区においては本条例の重点的な実施及び車両の進入制限等効果的な対策を行うことができる。

(照明器具等の制限及び配光基準)

第10条 屋外照明は、原則として、光源の中心と笠の縁とを結ぶ線が水平あるいはそれ以下に向くよう設置し、水平以上に光が漏れない設計の照明器具を使用する配慮をしなければならない。

2. 屋外での投光器（サーチライト、スポットライト、レーザー等）の使用は継続的なものでない場合、又は明らかに水平以下に向けられていると判断される場合のほかは、原則として禁止する。
3. 建築物、看板等を照明する場合は、下から上に向けて投光することを禁止する。建築物、看板等を照明する場合は、光源は上端に取りつけ、水平以上に光が漏れない設計の照明器具を使用する配慮をしなければならない。
4. 美観上その他の理由により必要性のある場合を除き、屋外照明には天体観測の妨げにならない規則で定めるタイプの光源を使用することを奨励する。
5. 屋外照明はその用途に応じ、適正で必要最小限の光を使用するよう十分な配慮をしなければならない。
6. 事業所等の屋内照明で、大量の光を使用する場合は、カーテン、ブラインド、雨戸等の遮蔽物により、できるだけ屋外に光を漏らさないよう配慮をしなければならない。
7. 第1項から第3項までに定めるもののほか、照明器具の配光基準及び照明器具設置の具体例は、規定で定める。

(適用免除)

第11条 町長は、公的必要性が認められる場合は、第10条の規定の適用を免除することができる。

2. 前項の規定を受けようとするものは、規定で定める書式によって、適用の免除を申請することができる。
3. 町長は、前項により申請された適用免除の理由及び公的必要性と光害の防止の必要性を慎重に審査の上、申請を承認し、又は理由を示した上でこれを認めないことができる。

(国等に関する特例)

第12条 国又は地方公共団体による照明器具の設置又は使用については、前条第2項の申請をすることを要しない。この場合において、当該国又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ町長に協議しなければならない。

(天体観測等への協力)

第13条 町長は、次の各号に掲げる場合、町民等及び事業者に対して、日時を示した上で照明の自粛等天体観測上必要な協力を求めることができる。

- (1)町長が学術的に重要であると認定した天体観測がおこなわれる場合
- (2)その他町長が天体観測上夜空の明るさを制限する必要があると認めた場合

2. 前項第1号の認定を受けようとする者は、規則で定める書式によって申請することができる。

(照明時間の制限の奨励)

第14条 屋外照明は、午後10時から翌朝、日の出までの間、消灯することを奨励する。

(光害防止対策費用の補助)

第15条 町は、配光基準に適合した屋外照明器具の新設、改造又は取替に対し、規則で定める補助基準により、必要な経費の一部を予算の範囲内において補助することができる。

(光害の監視)

第16条 町長は、第3条の目標を達成するために、夜空の明るさを測定、監視し、その資料を公開しなければならない。

(調査)

- 第17条 町長は、光害の防止のために必要があると認めるときは、町職員をもって状況を調査させることができる。
2. 前項の場合において町職員は、必要な限度においてその場所に立ち入ることができる。
 3. 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(改善命令)

- 第18条 町長は、調査の上、配光基準に適合しない照明を行っている者に対し、期限を定めて照明方法の改善その他必要な措置を命ずることができる。

(命令に従わない場合の措置)

- 第19条 町長は、前条の命令に従わない者に対し、その氏名と実情を公表することができる。

(委任)

- 第20条 この条例に関し必要な事項は規則で定める。

附則

(施行期日)

1. この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2. この条例の施行以前に設置された屋外照明に関しては、平成5年3月31日までの間は第10条の規定は適用しない。

(関係条例の一部改正)

3. 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年美星町条例第18号）の一部を次のように改正する。
別表に次の項を加える。（省略）

資料 1 - 2 群馬県高山村「高山村の美しい星空を守る光環境条例」 (1998年10月制定)

群馬県高山村では、ぐんま天文台の設立をきっかけとして、高山村の夜空の暗さを保つために星空環境条例が制定され、平成10年10月1日から施行されている。

●「高山の美しい星空を守る光環境条例」

(目的)

- 第1条 この条例は高山村における夜間照明等の光環境に関し、村民の夜間の安全性や生産活動等の社会的活動に必要な照明を確保しつつ、人工光の増加を抑制することによって、高山村の美しい星空と光環境を維持することを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(村の責務)

- 第2条 村は、夜間照明等の人工光による夜空の明るさの増加を抑制し、光環境の維持を図ることを目的に、これに必要な施策の策定及び実施を行うものとする。
2. 村は、前項に定める施策の実施に関し、村民及び事業主などに対し普及啓蒙活動や技術支援等を行うものとする。

(村民及び事業主等の責務)

- 第3条 村民及び事業主等は、夜間照明等の人工光による夜空の明るさの増加抑制に努めるとともに、村の施策に協力するものとする。

(光環境審議会)

- 第4条 村長の諮問に応じ、人工光の抑制などによる光環境を維持するための重要事項を調査審議するために、高山村光環境審議会（以下、「審議会」という。）を置く。
2. 審議会は、調査審議結果について、村長に意見を述べることができる。
 3. 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に規則で定める。

(関係行政機関への協力要請)

- 第5条 村長は、国、県、及び関係地方公共団体に対し、人工光の抑制等による光環境の維持のために必要な措置や協力を要請することができる。

(光環境モデル地区の指定)

- 第6条 村長は天体観測に良好な環境を維持するために、特に人工光の抑制等を行う必要があると認め

られる地域を、光環境モデル地区（以下、「モデル地区」という。）として指定し、その維持に必要な施策を講じなければならない。

2. 村長は、前項の規定によりモデル地区を指定しようとするときは、あらかじめ審議会及び当該モデル地区内の住民の意見を聴かななければならない。
3. 村長は、モデル地区指定したときは、停滞なくこれを公表するものとする。
4. 前2項の指定は、モデル地区の指定解除及び変更についても準用する。

（照明器具等の制限）

- 第7条 屋外照明は水平方向より上方に光が漏れないよう遮光等に配慮した照明器具を使用するよう配慮しなければならない。遮光等に配慮した照明器具の形態については別に規則で定める。
2. 屋外で使用するサーチライト等の投光器は、断続的かつ水平方向以上の上空に向けて使用してはならない。
 3. 建築物、看板等を下方から上方に照明する器具についても、第1項を準用する。
 4. 屋外照明は、天体観測への影響が少ない光源を使用するよう配慮しなければならない。光源の種類については別に規則で定める。
 5. 屋外照明は、その用途に応じて適正でかつ必要最小限の光を使用するよう配慮しなければならない。
 6. 事業所等で屋外において大量の光を使用する場合は、屋外に光が漏れないよう遮光に配慮しなければならない。

（適用免除）

- 第8条 村長は、特に必要があると認められる場合は、前条の規定の適用を免除することができる。
2. 前項の規定の適用の免除を受けようとする者は、規則で定める様式により、村長に対し適用の免除を申請するものとする。
 3. 村長は、前項の規定に基づき申請のあった場合は、当該申請書の内容を審査の上、申請の承認又は不承認の決定を行い、文書により当該申請者に通知しなければならない。なお、不承認の場合は、その理由を併せて通知しなければならない。

（国等に関する特例）

- 第9条 国又は地方公共団体が照明器具を設置し、又は使用する場合は、前条第2項の申請をすることを要しない。ただし、この場合は、あらかじめ村長に協議しなければならない。

（天体観測等への協力）

- 第10条 村長は、天体観測のために特に人工光の抑制等を図る必要があると認められる場合には、村民及び事業者などに対し日時を示した上で照明の自粛などの協力を求めることができる。（照明時間の制限の奨励）

- 第11条 日没後の屋外照明については、村民の安全性の確保や社会的活動に支障のない程度に抑制するとともに、特に午後10時以降は極力消灯するよう努めなければならない。

（光の監視）

- 第12条 村長は、第1条に定める目的を達成するために、夜空の明るさの測定及び人工光等の監視を行い、その資料を公開しなければならない。

（調査）

- 第13条 村長は、人工光の抑制等による光環境の維持のために必要があると認める場合は、村職員をもって状況を調査させるとともに、必要に応じてその場所に立ち入ることができる。
2. 前項の規定により立ち入り調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（改善命令）

- 第14条 村長は、調査の上、第7条に規定する照明器具などの制限に適合しないと認められたときは、その設置者に対し、期限を定めて照明方法の改善等、必要な措置を取るよう命ずることができる。

（改善命令に関する経費の補助）

- 第15条 村長は、前条の規定により改善命令を受けた者が、屋外照明等の改善又は取替えを行う場合は、別に規則で定める経費の一部を予算の範囲内において補助することができる。
2. 前項の規定により補助する場合、必要な事項は村長が別に定める。

（改善命令に従わない場合の措置）

- 第16条 村長は、第14条の改善命令に従わない者に対して、その氏名と実状を公表することができる。

（委任）

- 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は村長が別に規則で定める。

附則

（施行期日）

この条例は、平成10年10月1日から実施する。